

議案第 59 号

渋川市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 13 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

渋川市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例（令和 3 年渋川市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（固定資産税の課税免除） 第2条 市長は、法第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日から令和9年3月31日までの間において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除する。	（固定資産税の課税免除） 第2条 市長は、法第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除する。